

定例監査の結果

1 監査の期間

令和6年1月9日から令和6年2月2日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

健康福祉部 保険年金課及び健康課

(2) 対象期間

令和5年4月1日から令和6年2月2日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 保険年金課

ア 契約事務について、以下のとおり不備があった。

(イ) 個人情報取扱特記仕様書に基づく届出において、未受領のものが散見された。

【個人情報取扱特記仕様書第3条及び第4条】

(ロ) 契約締結伺いにおいて、契約額と異なる見積書内訳が添付されているものがあった。

【文書事務の概要】

イ 文書取扱事務について、以下のとおり不備があった。

(イ) 起案文書を文書管理システムに登録していないものがあった。

【文書取扱規程第18条】

(ロ) 再委託に係る承認において、書面により実施されていないものがあった。

【個人情報取扱特記仕様書第7条及び業務委託契約約款第1条第7項】

(ハ) 督促状において、当初納期限の翌日から起算して20日以内に通知していないもの

があったほか、納期限を通知日から起算して 20 日以内に設定していないものがあった。

【債権管理規則第 3 条第 1 項】

(エ) 決裁区分誤りがあった。

【決裁規程別表第 1】

ウ 個人情報取扱事務について、情報資産の外部提供に係る手続きにおいて、実施されていないものがあった。

【情報資産の提供に関する実施手順 3 (2)】

(2) 健康課

ア 契約事務について、以下のとおり不備があった。

(ア) 収入印紙の貼付もれがあった。

【印紙税法】

(イ) 個人情報取扱特記仕様書に基づく届出において、未受領のものが散見された。

【個人情報取扱特記仕様書第 3 条及び第 4 条】

(ウ) 予定価格書が作成されていないものがあったほか、予定価格書に不備があった。

【契約規則第 14 条】

(エ) 予定価格において、誤りがあった。

【文書事務の概要】

(オ) 保険解約に係る返還金について、戻入しているものがあった。

【地方自治法施行令第 159 条】

イ 文書取扱事務について、決裁区分誤りがあった。

【決裁規程別表第 1】

ウ 個人情報取扱事務について、以下のとおり不備があった。

(ア) 情報資産の外部提供に係る手続きにおいて、実施されていないものがあった。

【情報資産の提供に関する実施手順 3】

(イ) 基幹系システムにおいて、用途以外の目的で個人情報を取得及び利用しているものがあった。

【個人情報の保護に関する法律第 63 条及び第 64 条】

債権管理規則

(督促手続)

第3条 条例第5条の規定による督促は、法令に定めがある場合を除き、納期限の翌日から起算して20日以内に督促状を発してしなければならない。この場合において、督促により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して20日以内の日とする。

情報資産の提供に関する実施手順

3 実施体制

(2) 機密性2の電子情報を外部に提供するときは提供先に借用書(借用期間が記載されていること。相手方の任意様式でも可。) または受領書(消去予定日時が記載されていること。相手方の任意様式でも可。) を提出させること

地方自治法施行令

(誤払金等の戻入)

第159条 歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

個人情報保護に関する法律

(不適正な利用の禁止)

第63条 行政機関の長(第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

予防接種法施行令

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る医療費)

関連

第10条 法第16条第1項第1号の規定による医療費の額は、次に掲げる医療に要した費用の額を限度とする。ただし、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者が、当該疾病につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保

に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）、国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）若しくは公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）を限度とする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

2 前項の医療に要した費用の額は、厚生労働大臣の定める算定方法により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

国民健康保険法

（高額療養費）

第 57 条の 2 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第 56 条第 2 項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第 1 項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第 56 条第 2 項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(高額介護合算療養費)

第 57 条の 3 市町村及び組合は、一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第 51 条第 1 項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第 61 条第 1 項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第 56 条第 2 項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

2 前条第 2 項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。